

令和4年 第12回文教厚生常任委員会会議録

令和4年11月17日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 第2期八雲町教育推進計画（後期）素案について（学校教育課）
- (2) 看護職員等処遇改善の実施について（八雲総合病院）
- (3) 国保病院建替事業基本設計業務について（熊石国保病院）
- (4) 常勤医師の確保について（熊石国保病院）
- (5) 国民健康保険税税率の改正について（住民生活課）

○出席委員（8名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	佐 藤 智 子 君
	大久保 建 一 君		倉 地 清 子 君
	黒 島 竹 満 君		齋 藤 實 君
	関 口 正 博 君		能登谷 正 人 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（1名）

宮 本 雅 晴 君

○出席説明員（14名）

教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長	三 坂 亮 司 君
学校教育課参事	小 林 卓 也 君	社会教育課長	佐 藤 真理子 君
体育課長	伊 藤 勝 君	総合病院事務長	竹 内 伸 大 君
総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君	総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君
地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君	国保病院事務長	福 原 光 一 君
国保病院事務次長	小 池 克 明 君	住民生活課長	石 黒 陽 子 君
住民生活課長補佐	武 田 利 恵 君	国民健康保険係長	清 水 満 里 君

○出席事務局職員

庶務係長 菊 地 歩 夢 君

[開会 午前11時17分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） 遅くなって申し訳ありませんでした。

ただ今より、第12回文教厚生常任委員会を始めさせていただきます。

◎ 所管課報告事項

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） はじめに、第2期八雲町教育推進計画の素案について、学校教育課よりご説明よろしくお願いたします。

○学校教育課参事（小林卓也君） 委員長、学校教育課参事。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 私のほうから、第2期八雲町教育推進計画後期の素案について、座って説明させていただきます。

令和5年度より9年度までの5か年の計画として、第2期八雲町教育推進計画の後期について作成しておりますが、八雲町民憲章、八雲町教育目標の趣旨や町民の願い、教育推進計画前期で取り組まれた具体的な方策の実施状況を踏まえ、教育推進計画策定委員会を中心に素案作りを進めてまいりました。

後期の素案については、先に上げた町民憲章、町の教育目標、町民の願い並びに社会の動向や地域の実態等をとらえ、生涯学習の振興と、学校、家庭、社会地域が共に教育の主体者として、連携・協働する視点で、学校教育分野・社会教育分野・保健体育分野の3分野において課題の解決と改善の基本方向を明らかにし、基本目標を定め、具体的な方策を提示できるように検討を進めてまいりました。

策定委員会全体会は、これまで、昨年12月、9月に2回、学校教育分野、社会教育分野、保健体育分野はそれぞれ4回程度部会を行い協議を進めてまいりました。現在は、11月21日、月曜日までパブリックコメントを実施しております。

ここから各分野において、主な内容を何点か説明差し上げます。事前に配付させていただきました資料に基づいて説明いたします。2ページからの学校教育分野では、1 学校経営、教育課程、2 各教科等特別支援教育、3 生徒指導、健康安全教育、キャリア教育、4 学校と家庭、地域との連携、5 教育環境の5つの領域に分け、課題解決の基本方向を定め、具体的な方策を示しております。特に、5ページに記載されている、汎用的読解力に視点をあてた授業改善の推進、ICT機器の効果的活用による主体的・対話的で深い学びの実現の重視。13ページに記載されている、学校・家庭・地域の連携による社会に開かれた教育課程を推進し、地域とともにある学校の実現を上げております。

17ページからの社会教育分野では、1 少年教育、2 青年・成人教育、3 高齢者教育、4 家庭教育・地域教育力、5 芸術文化活動、6 文化財活動、7 図書館活動、8 生涯学習・社会教育施設の8領域について、課題解決の基本方向を定め、具体的な方策を示しております。特に、17ページの1、現状と課題、今後の課題解決と改善の方向でも示しているとおり、I

CTを活用し、個々の学習ニーズの多様化に対応した情報発信に努め、学習機会の提供に努めます。また、26 ページ、右下部に記載しておりますが、今後、予定されている社会教育関連施設の建替えや改修、整備について、具体化を図ってまいります。

27 ページからの保健体育分野では、1 少年教育、2 成人教育、3 高齢者教育、4 競技スポーツ推進、5 学校給食の5 領域について、課題解決の基本方向を定め、具体的な方策を示しております。特に、28 ページから 30 ページでは、各年代に適した運動、スポーツに親しむことができる機会を設定するなどし、体力の向上やストレスの解消、生活習慣病の予防などを実現し、町民の健康増進のための基本方向を示しております。また、32 ページでは、新しい学校給食センターの機能を十分に活用した、魅力ある給食やアレルギー食の提供を示しております。

今後は、パブリックコメントでいただいた意見を受け、各部会で検討し、答申案を検討してまいります。年が明けた頃の委員会で、その方針案をまた報告させていただく予定でおります。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、事前に配付されておりますので、質問、ご意見、よろしく願いいたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） パブリックコメントの期日が、ちょっと聞き取れなかったもので、それを教えてください。

○学校教育課参事（小林卓也君） すみませんでした。11 月 21 日の月曜日まで実施しております。すみません、11 月 1 日からかな、すみません。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 10 ページのですね、具体的な方策の下の方ですけども、生涯スポーツや運動に親しむ態度を育てるため、部活動における民間指導者の活用やスポーツ少年団などの連携を強化し、とあるんですけども、国の方針で部活の民営化といいますか、教師の働き方改革の関係もあって、部活動を地域で担ってもらう方向になると思うんですけども、これは学校の先生との関りというか、徐々にそういうふうに完全に移行するとか、そういうものなのか、ちょっとその辺をお願いします。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 非常に今、学校教育界といたしましうか、スポーツ庁の所管ですが、非常に重い課題の一つだと思います。5 年度から進めたいということで、スポーツ庁からもいろいろ説明がございしますが、大都市と私どもの地域では、ストレートに言いますと、指導者の確保が非常に課題ですので、そこのところをどうやって指導者の確保に移行しながら進めるかは、非常に難しい状況でございます。将来的には、今まで学校教育に競技力の向上まで全てというか預けていた部分を、社会全体で変えていこうということだと思いますので、なんとか国の要請、そして他の自治体などの動きなどを見ながら、できる部分から一歩一歩進めていきたいなど。たとえば今、国が言っているのは、一番困るのは全道教育長

研修会に国のスポーツ庁の担当官が来てくれまして、休日の活動について、まずちょっと移
行できないかというところが国が言っています。国がモデル事業を今年立てますが、指導者
の謝金について国が立ててるのは、地元で指導者がいる、その想定で単価とか組まれており
まして、なかなか八雲とはマッチしないなど、私も総合研修会で発言させていただきました
が、そんな状況があります。ただ、休日の移行がどうなのかというのと、今、実質、特に武
道などは地元の方が支えてくださっている競技ですので、こういうものを地域部活動への
どのように位置づけをして、子どもにとっても指導する方にとっても、この先も繋げて行け
るのかって、こういったところを一つずつ課題解決していこうと。ですので、令和5年度で、
多分、予算をとることなく、そういった調整をしながら、この国の言っている3か年でどの
くらいの整理ができるのか。それで国は高校まで持っていくと言っていますので、そうなる
と非常に混乱性が高まると考えていますが。繰り返しですみません。一つずつ八雲の地域性
に応じた整理として、子どものためになる町の全体のスポーツ支援を、何とか維持するとい
ったことを、一つひとつ検討を進めたいという段階でございます。

○委員長（赤井睦美君） 他に質問はございませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 17ページですね、学校の整備計画かと思いますが、今後、八雲中学
校の大規模改修を掲げましたけれども、そのあとに控える、予定されている大規模な改修と
いうのは、どの建物になるのでしょうか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 関口委員の質問にお答えします。ただいま八雲中学校の大
規模改修を行っていますが、学校教育の分野でいくと、このあと、この委員会にもご相談に
なるかと思いますが、話題になっているエアコンの改修や取り付けだとか、そういったもの
を、今、検討を進めている段階でございますので、そういったものが入ってくるかと思いま
す。また、社会教育については、先ほど言ったとおり、老朽化している施設等を含めて、改
修の計画がある段階となっております。以上です。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） この計画策定はですね、9年度までの5か年のということで、ただ
最近、出生率の低下というものが、やっぱりすごい勢いで進んでるんだなという部分におい
ては、学校の統廃合というのは、これから本当に早い段階で、地域感情に直結する部分でも
あるので、やはり熊石地区はPTA主導でそのようなことを進めていきましたが、八雲はど
うしても学校数が多いですし、やはり行政主導でそういうものを呼び掛けていくというの
は、早期の段階で将来を見越しながら、教育はいろんな考え方があるんでしょうが、僕は子
ども達に選択肢がたくさんあったほうがいい。少人数学級がいいという人も当然いるだろ
うし、いろいろいるんだけれども、自分はやっぱりたくさん生徒がいる中でいろんな選択肢
があって、伸び伸びと過ごせる環境があったほうがいいと思っている一人で、そういうこと
を考えたときには、地域の少人数の学級というのは、統廃合していきながら、進んでいくの

がいいんじゃないかなと思ってるんです。これはいろんな考え方があるので、個人的な意見ですけれども。そういう意味で、この学校の統廃合は学校教育課として、今の段階でどのような考え方であるかを、ちょっと聞かせてください。

○教育長（土井寿彦君） 委員長、教育長。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 学校の統廃合については、過去に町長からの答弁もございました。それで、地域の方々の意見を十分に伺いながらというふうに、私ども思っております。ただ、関口委員がおっしゃるように、まず学校は子どものためにあると、これが最重要でございます。そして、ですが、いざ各論となると、地域の方々の思いは非常に重い、それを尊重する方向になりますので、そういったところ、本当に委員からいただいたご意見も十分に踏まえて、今後、教育行政として、先ほど申し上げました、真の目的、こういったものを、向上を充実させるためにどういうあり方が良いか、きちんとした考えを持てるように、検討を進めたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） もちろん地域感情に直結するので、慎重な対応が必要なんです、僕はある程度、行政がリーダーシップを持って、こういう計画のもとに進めていきたいというのを示すというのが、熊石高校の件を見ててもそうなんです、強く思うんです。そこを地域に任せるとはなくて、しっかりとした計画を立てる。それがたとえ変わろうが、長い時間をかけて議論をする。こういうことって必要だと思いますので、学校の統廃合というのは、きつともつともつ我々の想像よりも早い勢いで子ども達の出生数は減っていくと思えますし、人口減少はもちろんですが、そういうことを考えたときは、早いうちから計画というか、協議することが必要ではないかなと思います。何かの機会にしっかりとした議論ができればと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。なければ一点だけ。計画に全く関係ないのですが、無理矢理8ページにくっつけて確認させていただきたいんですけれども。その校区に住む小学生の場合、その校区に住む発達障害とか支援が必要なお子さんは、その校区で必ず受け入れるということで、よろしいでしょうか。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 保護者、そして児童生徒の希望するものは大事ですが、まずは、その学校で受け入れる体制を私どもとしては体制を整えると。これは原則だと思っております。

○委員長（赤井睦美君） 他になければこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【学校教育課職員退室】

【八雲総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、看護職員等処遇改善の実施について、八雲総合病院より、座ったままでご報告よろしくお願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） それでは、看護職員等処遇改善について説明いたします。別紙をご覧ください。

はじめに本制度の概要について説明いたします。本処遇改善は、令和3年11月19日に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を1%程度、月額4千円引き上げるための措置が、令和4年9月まで実施されておりましたが、10月以降については、当閣議決定に基づき、収入を3%程度、月額1万2千円を引き上げるための措置として、診療報酬において、看護職員処遇改善評価料が新設されたものであります。

対象医療機関は、救急医療管理加算の算定対象かつ救急搬送件数200件以上の医療機関となっており、当院は条件を満たしております。

次に対象となる職員ですが、看護職員とされており、ここでは看護師、准看護師、助産師とされておりますが、医療機関の判断により、医療サービスを患者に直接提供する職員の賃金改善に充当することは可能とされておりますが、診療報酬制度上の算定基礎はあくまでも看護職員のみとされております。

2、当院における実施についてですが、本事業の目的、趣旨を踏まえて、処遇改善を実施しようとするものであります。

(1) 実施方法ですが、処遇改善については、特殊勤務手当として整備し、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例に当該手当を追加しようとするものであり、第4回定例町議会へ条例の一部改正案を上程しようとするものであります。

なお、手当の名称等、改正案につきましては、現在、調整中でございます。

(2) 支給対象職員は、施設基準算定上の基礎となる、看護師、准看護師、助産師に加え、その他の職員も対象としようとするものであります。医師及び事務職に所属する正規一般事務職員、具体的には庶務課、医事課、地域医療連携課に所属する正規一般事務職員及び院内保育所の正規職員は支給対象外とするものであり、支給金額は看護職員を月額9千円、その他職員を3千円としようとするものであります。

一般事務職員等を除外する理由として、総合病院に勤務する一般事務職員等は、役場勤務の一般事務職員と同様の給与、処遇であり、町事務職員全体の公平性、バランスに配慮したことによるものであります。なお、国の制度上は対象外となるものの、支給対象とする直接患者サービスを行わない職員は、具体的には各部署に配属されている一部の事務職員、院内保育所職員、栄養管理室調理員で、加えて薬剤師は制度上支給対象外となり、計55人を想定しており、月額16万5千円は、病院会計からの持ち出しが必要となります。(4) 財源は、診療報酬として月額約230万円を見込んでおります。

裏面をお願いいたします。(5) 予算措置については、本来であれば、補正予算計上するところではあります。既存予算内での執行が可能ですので、令和4年度については、予算執行残の中で対応させていただきたく存じます。

最後に、(6) 今後の見通しですが、診療報酬による財源補てんという制度設計からしますと、2年に1度、大きな改定がありますので、今後のコロナの状況がありますが、非常に不透明であります。本診療報酬制度は、入院患者数と看護職員数をもとに計算される仕組みとなっていることからすると、状況によっては、見直しが必要となる場合も十分に考えられますので、その際は改めてご提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、看護職員等処遇改善の実施についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見はございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今、しっかり説明されたと思うんですけども、確認です。看護師、准看護師、助産師以外の204人のうち55人が含まれると。その55人の内訳というのは、一般事務ですとか、保育所とか調理員とかそういうのが入るんですしたか。ちょっと間違えてたから言ってください。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 対象外でも支給する55人の内訳ですが、庶務課職員、保育所の職員も含まれます。それと、各部署に配属されます事務職員と調理員、それと薬剤師9名、こちらも対象外ですが、支給対象と考えてございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 本来であれば、看護師、准看護師、助産師だけであれば、この看護職員処遇改善評価料1万2千円が上乘せになるんだらうけれども、他の人にも割り当てるから、これ良い悪いを言ってるんじゃないんですけども、他の人にも割り当てるから、最初の176人が9千円で、それ以外が3千円というふうに割り振ったという解釈でいいんでしょうか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） ご指摘のとおりでございます。考え方としては、制度上は、やはり看護職員に1万2千円という原則がございますが、医療機関の判断によってそういった職員にも充当しても良いという考えになっております。制度としては、1万2千円相当、これの3分の2以上は看護職員の処遇改善に充ててくださいという縛りがありますので、単純に考えますと8千円以上になるのですが、施設基準算定上、230万円入ってきますが、入ってくる収入より処遇改善のほうが大きくならなければならないと。逆にいうと、230万円もらっておきながら処遇改善200万円しかあげませんよとか、150万しかやりません。そういうのは認められないという制度設計になっておりますので、それをクリアするために、看護職員9千円と、それ以外が3千円ということで整理をさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

- 委員長（赤井睦美君） 齋藤委員。
- 委員（齋藤 實君） 診療報酬でもって、これ補填するということなんだけれども、診療報酬高くなるの。裏ページに今後の見通しの中でも考え方が示されているんだけれども、その点についてはどうなんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） ご指摘のとおり診療報酬ですので、患者さんの負担が増えるということになります。現在、試算している中では、患者さん一人、入院一日当たり 390 円の負担増と。ただし、1 割負担なり 3 割負担がありますので、110 円程度の負担とはなりますが、長期入院患者や短期の方でも高額医療や減額認定等もございますので、必ずしも直接的に負担が見える、見えない場合もあるんですけれども、患者負担としては増えるというのは、事実でございます。
- 委員（齋藤 實君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 齋藤委員。
- 委員（齋藤 實君） そしたら、外来は関係ないんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 入院のみになります。
- 委員（齋藤 實君） ただ、最近、税のほうがですね、後期高齢者なんかも高くしなきゃ採算合わなくなってきたという新聞報道なんかもあるんだけれども、そっちも高くなる、入院したらまた診療報酬も高くなるったら、どうなんだべね、これね。また、そのところは決まっていらないんだけれども。病院の負担重くなるんじゃないの。そうでもないの。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 今ですね、試算している診療報酬の額というのは、これまでの患者の実績ですとか、看護職員の一定の数、実績をもとにしていますが、試算した内容にすぎません。ですから、齋藤委員がおっしゃるとおり、例えば患者数が極端に減っていかだとか、看護師数が当初の試算よりもどんどん減っていくというようなかたちになりますと、必ずしもこういった見込みどおりの診療報酬は入ってこない可能性としてはございます。ただ、これは入院患者あたりで診療報酬の単価を掛け合わせて、各保険者さんに請求してまいりますので、極端に少ないというふうにはならないんじゃないかなと思っております。
- それと、実際には、診療報酬の対象にならない職員もおりまして、これについては病院の持ち出しになりますので、ここだけ包括をすると月額 16 万 5 千円くらい。要は真水で病院が出していくということでございます。ただ、長谷川課長からもお話ししましたが、この診療報酬の趣旨は、コロナを乗り切っていくだとか、救急をあわせてやるという医療機関、一定の線引きがありますが、医療機関に対しての、ある意味、国の政策で報いていくんだということだと、経済対策も合わせて考えておりますので、これについては、当院は対象になる限りにおいては、活用させていただきたいなというふうに思っております。

それと、個人負担の件でございます。いろいろな保険料分も含めてですね、いろんな限度額が上がるだとか、そういうニュースも聞いておりますので、確かに理論的には、患者様一人ひとりの負担にはなりません。入院の日数ですとか、入院の月またぎの件だとかもあります。が、おおむね一定の入院期間、療養される患者様については、高額療養費の制度適用となりまして、一定の負担以上はしなくてもいいという制度で、私どもとしては大方救われていくのかなというふうに思っております。

一日だけ入院とか、そういうところは処置の内容で高額医療が適用にならない場合がありますが、大体の患者様は一定の期間、入院されていて、ほとんどの方が限度額の適用を受けられているのかなと想定しておりますので、この加算を取り入れて処遇改善したことで、地域住民の皆様の医療費が極端に跳ね上がると、個人負担が跳ね上がるということは、あまり考えられないと考えております。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

○委員（斎藤 實君） いいんだけども。国が決めることだから苦情を言っても仕方ないんだけども、個々で見たら大変なことだねって。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この内容については、今のお話にもいろいろあってわかったのでもいいんですけども。一つ話しておきたいことがあって、それはやっぱりなんといっても町民の税というか、町民が負担かかってくるものには変わらないと思うので、看護師さんもそうだけでも、医療スタッフの人達が、個人差はあるんでしょうけれども、対応だったり、そういうものがあまりにも悪って話を結構聞くけれども、これはお互いの感情問題、町民だって人だから、感情出したりだとかあって、お互いなんだけれども、病院で今、スタッフの教育をしてくれるカウンセラーでしたっけ、アドバイザーの方が、いろいろご指導くださっているいろいろ変わってきてるんでしょうけれども、今一度、スタッフ全員が同じ気持ちで、病院に入院してよかったって、収めて良かったと思ってもらえるような環境づくりを、もう一回、確かめてもらって、やっていただきたいなというのが私の思いです。町民からも声があったので、よろしく願いいたします。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 倉地委員からございましたご指摘は、もっともだというふうに思っております。職員に手当の条例改正が成立して、こういった手当の支給がされるといった周知の中には、当然としてそういうご発言がありました内容を、盛り込むべきだと私も考えておりますので、もらって当たり前って、ただ貰って終わりということではなくて、もらったからには、少しでも町民や近隣の住民の皆さんも含めて、来院される患者様のサービス向上に結び付けていただきたいといった啓発にも力を入れていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他にありますか。

○委員（斎藤 實君） もう一点。

- 委員長（赤井睦美君） 齋藤委員。
- 委員（齋藤 實君） 評価料は、これ何月から対象になるの。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 10月より適用してございます。
- 委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。なければ、これで終わります。ありがとうございました。

【総合病院職員退室】

【国保病院職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） それでは、国保病院建替事業基本設計業務について、座ったままでご報告よろしくお願いたします。
- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。
- 国保病院事務長（福原光一君） 国保病院建替事業基本設計業務については、先般、契約締結のとり運びとなったことから、事業概要と業者選定に係る経費等についてご報告申し上げます。

資料1、業務概要と業者選定方法で（1）業務名は、八雲町熊石国民健康保険病院建替事業基本設計業務委託であります。

（2）履行期限を、契約日から令和5年3月31日までとしております。

（3）業務の内容については、新病院の建設に係る建築電気設備、機械設備、外構に係る基本設計業務に現地のボーリング調査、敷地測量調査を含む業務としております。

（4）業者選定方法については、公立病院建築計画に係る設計業務であることから、高度な専門知識、若しくは技術、または経験に基づく分析や問題解決能力に優れた設計者を選定することが必要と考え、公募型プロポーザル方式を実施することといたしました。

2、公募型プロポーザル方式の実施結果について、（1）実施経過として、告示を9月22日に行い、実施要綱等の公表も合わせて行い、プロポーザルへの参加事業者を募集しました。10月3日に締め切りまして、一社の応募事業者を受理しました。その後、提出書類審査を経て、10月21日にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、10月25日に審査結果を通知及びホームページにて公表いたしました。

（2）審査結果は、設計業者として適していると判断して、最優秀事業者としたのは、札幌市中央区南1条西2丁目5番地、株式会社石本建築事務所札幌オフィス、オフィス代表、河野竜夫であります。

（3）契約方法は、プロポーザル方式にて選定した後、随意契約にて契約を締結し、（4）契約日については、令和4年11月1日であります。

現在、委託業者との協議を継続しており、明日18日に2回目の協議を当院にて行う予定であります。当面は、敷地内への建物外構の配置プラン、病院概略平面図の作成を行い、12

月から1月にかけて、病院の各部署とのヒアリングを経て、院内・院外のブロックプランを作成することとしております。

概略の平面図が出来上がりましたら、本常任委員会においても報告することで考えております。

以上、国保病院建替事業基本設計業務の報告であります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問やご意見はございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 随意契約ということで、残念な気がするんですけども、これは理由を教えてください。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 業者の選定については、プロポーザル方式という方式を組みました。価格のみの競争ではなく、技術又は病院の将来への構想といったものも審査対象にして、病院にとって有利の計画であるかどうか、コンサル等も含めて審査をして、プロポーザル方式。また、価格の提示も経て、総合的な判断をして業者を選定したところでございます。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これ募集したけれども、1社しかこなくて、その1社が最優秀事業者になったという判断でいいんですよね。ということは、これ最優秀だと判断しなければ不調に終わったということもあり得たってこと。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） プロポーザルの審査、特にプレゼンテーションとヒアリングは点数方式を定めておまして、100点満点で点数付けをしておまして、おおむね80点以上を適した業者という判断のもと、プレゼンテーションの委員会を設けておまして、その委員会の結果、総点数で80点を超えたと。具体的には95点という平均点を記録しまして、最優秀業者としてこの業者を選定したところでございます。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。他にございませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 前に進むということで、これは朗報かと思えますけれども、このコロナ禍の中での病院建築は症例も少ない中で、この石本建築さんは、全国組織で病院建築の実績も多数あるようですので、病院の将来像とか描いた中でのヒアリングだったということですが、やはり地方の病院として、このコロナ対策、国保病院ならではのいいですか、熊石ならではのいいですか、そういう要望は出されたのでしょうか。それとも一方的に向こうから、いろいろな提案が来る状況でしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員おっしゃるとおり、これからの今のコロナの感染対策、また、将来に向けての新興感染症への対策は、とても重要な新病院建築の上でも大きなテーマとなっております。国保病院として感染の対策というのを、ある程度提示しながら、業者からの提案を受けています。

まず、国保病院が提示した条件というのはですね、発熱外来、一般の外来の玄関とは別とした発熱の待合室、また診察室を設けること。また、病棟については、病床数 30 床の中で病棟を回すわけですから、別に感染病床をとることができませんので、通常時は一般の病床と使いつつ、感染症の患者が入院を必要とした場合に対応できるような感染病床。陰圧、そういった空調の設備を設けた感染病床を、一般の導線とは隔離した場所にしっかりと確保し、職員が安心安全、また、感染症の患者さんも安心して療養できる、そういった病棟作りをテーマに業者へ提案を求めたところです。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 本当にね、症例がまだまだ少ない中で、こういう状況の中での病院建設ですから、是非、せつかくかたちが決まってコンパクトではあるからこそ、なおさら、そういうものに対応も全国随一の感染症対策だとか、そういう病院になってほしいと思っていますので、いろいろな提案をしてみたいと思います。

あともう一つ。町長がいないから言うけれども、最近の八雲の建物って本当に面白くないというか、外観が。なんか熊石の特色というか、八雲の特色があるような外観になってほしいというのが一町民としての願いで。町長は、予算を避けたくて、簡素なかたちの外観にするのかなと思うんだけど、せつかく町民の憩いの場となるべく、熊石においても中心的な建造物になるはずですよ。そういう意味で、なんか特色が欲しいなというのが、個人的な意見ですけども、どうでしょう。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 実は明日 18 日の 2 回目の設計業者との協議で、外観のデザインを数種提案したいという旨で報告がきていますので、委員がおっしゃる面白いといえますか、特色をとらえた何かしらの患者様が熊石の病院をいつまでも安心して、また、楽しみに利用していただく、そういった病院の外観を取り入れながら、我々の病院のほうもしっかりと●●していきたいと思いますので、今後、外観についてもご報告申し上げながら進めていきたいと思いますので、その際にまたご意見をいただきたいと思います。

○委員（関口正博君） 楽しみにしています。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これ、提案条件だとか、それから審査条件だとか、全部あるんですよ、資料。本来であれば、この資料も本当は付けたらいいのにな、今回な。そういう説明を

口頭で喋るよりも、資料があるわけだから、そして、審査委員の院長も入ってるの。審査委員の中には。審査委員の中に、病院の院長も入ってるんですかって。

○国保病院事務長（福原光一君） 入っています。

○委員（黒島竹満君） 何人、審査委員がいるんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） この度のプロポーザルの審査委員は6名でありまして、病院からは、私、病院長、看護師長が含まれています。他に役場の課長職を委員として選定しております。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 本来であれば、プロポーザルということであれば、参加条件があるはずだから、そんなのも全部資料としてあるわけでしょ。本当は、こういう場に、そういう条件も見せれるのであれば見せてほしいなって。出せるのか出せないのか。

○委員（斎藤 實君） 出せないと思うけどな。

○委員長（赤井睦美君） 前に、ここは何点って言うのを見せていただきましたよね、土地の問題だとか、あんな感じですか。

○委員（黒島竹満君） 結局、条件というのがあるはずだから、役所から。プロポーザルに参加する参加条件だとか、それから基準だとか、審査の基準だとかがあるはずだから、それに基づいて審査委員も審査しているし、応募する業者もそれに基づいて応募してるわけだから。だから、そんなのがあるのであれば、出せるのか出せないのかって。

○委員長（赤井睦美君） 公表できるものを公表してほしいということですね。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員がおっしゃるとおりですね、我々のほうでプロポーザルの審査の条件、また点数の配点なども定めておりまして、この度の9月22日の告示の際にですね、町のホームページにも全ての様式、また審査方法、配点の様式も全て公表しておりますので、後日、そういった資料が必要であれば、私のほうで委員会のほうに提出することも可能ですので、提出する方向で考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 公表しているのであれば、ネット見たら出てくるわけでしょ。出てくるなら必要ないと思う。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） この度のプロポーザルの締切を設けておりまして、それ以降は、決定業者の公表のみにしておりますので、審査の内容、配点の評価シート等は、ホームページから削除しておりますので、資料提供として可能でございますので、またその辺は事務局と相談させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。

無ければ、次の常勤医師の確保について、ご報告よろしく願いいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 資料2をお願いいたします。このたび常勤内科医師を確保いたしましたのでご報告いたします。資料記載のとおり、寺西卓也医師、54歳。採用年月日は、令和5年1月1日。職名は、内科医長として採用発令いたします。寺西医師の採用に係る経緯でございますが、先月10月に電話でのお問い合わせを受領後、病院の見学と面談のため来院されました。現在、東京都在住で、専門分野が老年内科、認知症、脳血管障害、生活習慣病、呼吸器疾患であります。

面談やお話をしたところから、温厚な人柄が伺われ、専門であります高齢者の内科疾患の早期発見と治療のため、多くの患者様の診療に携わりたく当院を希望したとの回答がありました。当院内科診療の充実と喫緊の課題でありました常勤医師の確保で、3名体制の確立と維持を目指すため、このたび採用決定したところでございます。

現在、受け入れ態勢の準備を進めているところであり、12月の上旬には、医師住宅への転居を予定しているところであります。

以上、簡単ではございますが、常勤医確保についての報告といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見ございませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 今後の医師確保の参考とする、していかなければならないと思うんだ。この応募に至ったこの人の考えの主な要因って何なの。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 先ほども申し上げましたとおり、専門が老年内科、高齢者の内科疾患、病気だけではなく介護の問題も総合的に判断しての診療方針なんです、老年内科は。そこに、熊石国保病院の地域の人口、また高齢者の割合までも、お医者様独自で調査されまして、また我々招聘活動を積極的に行っていて、民間の医師紹介サイトにも多数広告を出させていただいた経緯もございまして、そこで目が触れて、熊石を調べていただいて、熊石に見学に来る前も、だいぶ熊石のことを調べられてお越しになっているので、熊石の国保病院のみの応募で、強く私どもを選んでいただいたという経緯でございました。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） そうすると、その民間の医師紹介サイトというのが、有効に働いたということでのいいの。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 私どもはそう考えておりますが、ただ、結果的に実際、申し上げにくい点もあるんですけれども、医師募集サイトを通さず、電話でのやりとりを進めさせていただいて、結果的には一本釣りというかたちで採用に至ったという経緯でございます。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 採用に至った一本釣りというルールがなんなのかはどうでもいいんですけども、でもその紹介サイトが目に触れて、こういう接触到繋がったということではないですね。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） そのとおりです。そのサイトを見て、私どもを選んでいただいた。また、熊石のことを調べて働いてみたいと思ったというご回答をいただいております。

○委員（大久保健一君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。なければ、これで終わります。ありがとうございました。

【熊石国保病院職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険税税率の改正について、住民生活課より座ったままでご報告よろしくお願いたします。

○住民生活課長（石黒陽子君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） それでは、国民健康保険税税率の改正につきまして、担当のほうより説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） それでは、国民健康保険税税率の改正について、ご説明させていただきます。

お配りいたしました、資料の1ページをご覧ください。国民健康保険税については、3年毎に検討改正を行っておりますが、新型コロナウイルスによる影響から所得の下落が著しいことを理由に、昨年、令和4年度においては改正を見送ることとしておりました。

まず、一つ目ですが、国保会計の現状であります、八雲町国民健康保険では、平成30年度までに約1億700万円の累積赤字が発生し、その解消に向けて令和元年度に税率改正を行っております。

また、急激な負担の増加を回避する観点から、平成30年度当初、税率の改正を二段階で行うこととし、令和4年度に再度税率を上げることとしておりましたが、先ほどご説明したとおり、改正を見送った経緯がございます。

また、平成30年度に一般会計より、約2億7千万円の貸し付けを受けており、そのうち約1億6千万円を基金に積み立てております。この一般会計借入金については、令和6年度末に返済予定期日を迎えます。

次に、2段目の令和3年度の決算についてですが、昨年、税率改正の検討を行った際は、新型コロナウイルス等の影響による、単年度で赤字が発生する見込みとしておりましたが、最終的には約1千万円の黒字決算となりました。これは、税の収納率が上がったことと、見込み時点より保険給付費が伸びなかったことが要因と考えられます。令和3年度決算では、令和2年度からの繰越金と併せて、約4,500万円を令和4年度に繰り越しております。

2ページをご覧ください。次に3番目の令和5年度税率改正の是非についてですが、国民健康保険は、平成30年度に都道府県単位化され、財政運営が北海道が担うこととなり、市町村が道に納付金を納めることにより、医療費については道が支払うこととなりました。

現在、国保税率は、市町村において決定しておりますが、令和12年度には統一保険料率を目指すこととしており、また、令和6年度からは、市町村間の医療費水準の差を反映しない保険料水準の統一化を目指しており、これを反映した令和6年度以降の納付金のシミュレーションを行ったところ、令和4年度ベースではありますが、年間約5千万円の減額が見込まれる試算となりました。

現在、令和元年度の税率改正以降は、単年度収支で黒字決算をすることができており、また、令和6年度からは、納付金が減額されることを鑑みますと、現在の税率をもって納付金を賄うことが可能と考えられます。このことから、国保税率に関しましては、税率改正を行う必要はないとの判断に至りました。

なお、本件に関しましては、9月に開催されました国民健康保険の運営協議会において協議済みであることをご報告いたします。また、令和12年度の統一保険料へ向けて、今後、段階的に税率の改正を行う必要がございますので、改正の際には改めてまたご報告いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、4番目の一般会計からの借入金についてですが、先にご説明したとおり、令和6年度末に返済予定ということでしたが、返済を令和7年度以降に繰り越して、分割又は一括返済の目途がついたときに返済を行うかについては、現在、協議中であります。

以上で、国民健康保険税率の改正についての説明になります。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見はありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 税率改正を行う必要がないという財政状況になっていることを歓迎の気持ちで受け止めました。それで、医療費水準の差が反映されなくなるということも述べられましたけれども、国保会計ですとね、資産割というのを採用している自治体が大変減っ

てきていまして、全然、資産割は外しているという自治体が多くなっていますけれども、今後の方向としては、そういうことも想定されていますか。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） 道のですね、統一保険料、12年度に向けまして、令和8年度を目処に、今、委員がおっしゃられたとおり、資産割を含めた4方式でやってるんですが、令和8年度までに3方式にするということで検討していく予定であります。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 明確なお答えありがとうございます。それで、子どもの均等割ってというのが、国も道も半額になるっていう決定もあったと思うんですけども、そういうものも反映されてくるんでしょうか。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） 子どもの未就学時の均等割の低減に関しましては、今年の4月から既に行われておりまして、第4回定例会において、国民健康保険として補正の上程をさせていただく予定であります。それで、それも全部含めた試算になっております。

○委員（佐藤智子君） わかりました。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） これからの決算の中で、年間5千万の減額が見込まれるということですが、これで税率改正はまずまず値上げの部分はないのかなというふうに認識しているんですけども、これで12年度までいった中で値上げの税率の改正というのは、ないという考え方でよろしいですか。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） 値上げの改正については、今後予定はしておりません。統一保険料に寄せていく過程です、道のほうで標準保険料率を示しているんですが、それよりも今現在、八雲町は高めに設定されておりますので、標準保険料率に合わせていくと、減額が見込まれております。今現在の試算であります、値上げということは、今現在の時点では検討はしておりません。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 良かったですね。ただ、その町村によっては、値上げせざるを得ないところも出てくるわけですよね。それで4年度のですね、まだまだ3月までは何か月もあるんですけども、決算見込みはどのような考え方をしておられますか。

○国民健康保険係長（清水満里君） 委員長、国民健康保険係長。

○委員長（赤井睦美君） 国民健康保険係長。

○国民健康保険係長（清水満里君） 現在の決算見込みがですね、8月に行ったものになるんですけども、それで12月にまた改めて決算見込みを出すんですが、その時点では、収支均衡か、前年度並みの黒字ということで見込んでおります。

○委員長（赤井睦美君） 他にございませんか。なければこれで終わります。

【住民生活課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） 以上で報告事項終わりますが、その他で何かありませんか。

今日せっかく研修会をやったので、できれば八雲町も条例化に向けて、少しずつ勉強して取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

事務局から何かありませんか。

○議会事務局庶務係長（菊地步夢君） 来月の文厚ですが、来月は12月定例会がございますので、会期中に委員会の開催を考えております。詳しい日程が決まりましたらお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 他に皆さんからなければこれで終わります。遅くまですみません、お疲れ様でした。

[閉会 午後 0時24分]